令和7年度

検　査　計　画　表

令和7年4月1日

22:市川三郷町　(三珠町)　01:第１簡水　　水源の種類：深井戸

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	24/06/05	1.40	1/10 OVER	10mg/L以下
フッ素及びその化合物	23/06/07	0.09	1/10 OVER	0.8mg/L以下
マンガン及びその化合物	24/06/05	0.010	1/10 OVER	0.05mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	24/06/05	110	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	24/06/05	220	1/5 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2022	2023	2024	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○		0	※3
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○		0	
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○		0	
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○		0	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○		0	
8	六価クロム化合物	○	○	○	○		0	
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○		0	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	1	※1
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○		0	※3
14	四塩化炭素	○	○	○	○		0	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○		0	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○	○	○		0	
17	ジクロロメタン	○	○	○	○		0	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○		0	
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○		0	
20	ベンゼン	○	○	○	○		0	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○		0	※3
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	0	
34	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	0	
35	銅及びその化合物	○	○	○	○		0	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○		0	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○		1	※1
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
39	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○	○	○	4	※2
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	4	
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○	○	○		0	※3
42	ジェオスミン	○	○	○	○		0	※4
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○		0	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※5
45	フェノール類	○	○	○	○		0	※3
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　大腸菌						0	レベル1のため、指標菌及び原虫の検査を実施しない
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　嫌気性菌						0	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						0	
57	水質管理目標設定項目						0	
58	浄水処理等関連項目						0	
59	原水放射能検査						0	
60	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　一昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案した結果省略可能だが、安全性確認のため年に1回検査する
※6	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

令和7年度

検　査　計　画　表

令和7年4月1日

22:市川三郷町　(三珠町)　02:第２簡水　　水源の種類：深井戸

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
フッ素及びその化合物	24/06/05	0.09	1/10 OVER	0.8mg/L以下
クロロホルム	24/09/03	0.0129	1/5 OVER	0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	24/09/03	0.006	1/10 OVER	0.03mg/L以下
総トリハロメタン	24/09/03	0.0156	1/10 OVER	0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸	24/09/03	0.004	1/10 OVER	0.03mg/L以下
ナトリウム及びその化合物	24/06/05	26	1/10 OVER	200mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	24/06/05	63	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	24/03/05	170	1/5 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2022	2023	2024	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○		0	※3
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○		0	
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○		0	
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○		0	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○		0	
8	六価クロム化合物	○	○	○	○		0	
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○		0	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○		0	※3
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※1
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○		0	※3
14	四塩化炭素	○	○	○	○		0	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○		0	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○	○	○		0	
17	ジクロロメタン	○	○	○	○		0	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○		0	
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○		0	
20	ベンゼン	○	○	○	○		0	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○		0	※3
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○		0	
34	鉄及びその化合物	○	○	○	○		0	
35	銅及びその化合物	○	○	○	○		0	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※1
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○		0	※3
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
39	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○	○	○	4	※2
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	4	
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○	○	○		0	※3
42	ジェオスミン	○	○	○	○		0	※4
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○		0	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※5
45	フェノール類	○	○	○	○		0	※3
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　大腸菌						12	レベル3のため、指標菌は1回/月、原虫は1回/3ヶ月にて検査を実施する
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　嫌気性菌						12	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						4	
57	水質管理目標設定項目						0	
58	浄水処理等関連項目						0	
59	原水放射能検査						0	
60	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　一昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案した結果省略可能だが、安全性確認のため年に1回検査する
※6	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

検　査　計　画　表

22:市川三郷町　(三珠町)　03:下芦川簡水　　水源の種類：湧水

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	24/06/05	43	1/10 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	24/06/05	87	1/10 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2022	2023	2024	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○		0	※3
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○		0	
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○		0	
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○		0	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○		0	
8	六価クロム化合物	○	○	○	○		0	
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○		0	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○		0	※3
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○		0	
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○		0	
14	四塩化炭素	○	○	○	○		0	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○		0	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○	○	○		0	
17	ジクロロメタン	○	○	○	○		0	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○		0	
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○		0	
20	ベンゼン	○	○	○	○		0	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○		0	※3
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○		0	
34	鉄及びその化合物	○	○	○	○		0	
35	銅及びその化合物	○	○	○	○		0	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○		0	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○		0	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
39	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○	○	○	1	※1
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	1	
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○	○	○		0	※3
42	ジェオスミン	○	○	○	○		0	※4
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○		0	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※5
45	フェノール類	○	○	○	○		0	※3
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　大腸菌						4	レベル2のため、指標菌を1回/3ケ月にて検査を実施する
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　嫌気性菌						4	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						0	
57	水質管理目標設定項目						0	
58	浄水処理等関連項目						0	
59	原水放射能検査						0	
60	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　一昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案した結果省略可能だが、安全性確認のため年に1回検査する
※6	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

検　査　計　画　表

22:市川三郷町　(三珠町)　04:樋田　　水源の種類：湧水

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
1/2,1/5,1/10 対象なし				

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2022	2023	2024	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○				0	
2	大腸菌	○	○				0	
3	カドミウム及びその化合物	○	○				0	
4	水銀及びその化合物	○	○				0	
5	セレン及びその化合物	○	○				0	
6	鉛及びその化合物	○	○				0	
7	ヒ素及びその化合物	○	○				0	
8	六価クロム化合物	○	○				0	
9	亜硝酸態窒素	○	○				0	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○				0	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○				0	
12	フッ素及びその化合物	○	○				0	
13	ホウ素及びその化合物	○	○				0	
14	四塩化炭素	○	○				0	
15	1,4-ジオキサン	○	○				0	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○				0	
17	ジクロロメタン	○	○				0	
18	テトラクロロエチレン	○	○				0	
19	トリクロロエチレン	○	○				0	
20	ベンゼン	○	○				0	
21	塩素酸	○					0	
22	クロロ酢酸	○					0	
23	クロロホルム	○					0	
24	ジクロロ酢酸	○					0	
25	ジブロモクロロメタン	○					0	
26	臭素酸	○					0	予備水源のため、原水全項目検査を年1回行う
27	総トリハロメタン	○					0	
28	トリクロロ酢酸	○					0	
29	ブロモジクロロメタン	○					0	
30	ブロモホルム	○					0	
31	ホルムアルデヒド	○					0	
32	亜鉛及びその化合物	○	○				0	
33	アルミニウム及びその化合物	○	○				0	
34	鉄及びその化合物	○	○				0	
35	銅及びその化合物	○	○				0	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○				0	
37	マンガン及びその化合物	○	○				0	
38	塩化物イオン	○	○				0	
39	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○				0	
40	蒸発残留物	○	○				0	
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○				0	
42	ジェオスミン	○	○				0	
43	2-メチルイソボルネオール	○	○				0	
44	非イオン界面活性剤	○	○				0	
45	フェノール類	○	○				0	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○				0	
47	pH値	○	○				0	
48	味	○					0	
49	臭気	○	○				0	
50	色度	○	○				0	
51	濁度	○	○				0	
52	電気伝導率						0	
53	残留塩素						0	
54	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　大腸菌						0	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　嫌気性菌						0	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						0	
57	水質管理目標設定項目						0	
58	浄水処理等関連項目						0	
59	原水放射能検査						0	
60	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　一昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案した結果省略可能だが、安全性確認のため年に1回検査する
※5	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案した結果省略可能だが、安全性確認のため年に1回検査する
※6	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

検　査　計　画　表

23:市川三郷町　(市川大門町)　05:山保簡水　帯那水系　　水源の種類：深井戸

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
鉛及びその化合物	23/06/07	0.002	1/10 OVER	0.01mg/L以下
フッ素及びその化合物	23/06/07	0.09	1/10 OVER	0.8mg/L以下
クロロホルム	24/09/03	0.0072	1/10 OVER	0.06mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	23/06/07	0.110	1/2 OVER	0.2mg/L以下
鉄及びその化合物	23/06/07	0.06	1/10 OVER	0.3mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	23/09/05	110	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	23/09/05	190	1/5 OVER	500mg/L以下
塩素酸	23/12/06	0.08	1/10 OVER	0.6mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2022	2023	2024	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○		0	※3
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○		0	
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○		0	
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※1
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○		0	※3
8	六価クロム化合物	○	○	○	○		0	
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○		0	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○		0	※3
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※1
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○		0	※3
14	四塩化炭素	○	○	○	○		0	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○		0	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○	○	○		0	
17	ジクロロメタン	○	○	○	○		0	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○		0	
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○		0	
20	ベンゼン	○	○	○	○		0	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○		0	※3
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	4	※2
34	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※1
35	銅及びその化合物	○	○	○	○		0	※3
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○		0	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○		0	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
39	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○	○	○	4	※2
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	4	
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○	○	○		0	※3
42	ジェオスミン	○	○	○	○		0	※4
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○		0	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※5
45	フェノール類	○	○	○	○		0	※3
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　大腸菌						0	レベル1のため、指標菌及び原虫の検査を実施しない
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　嫌気性菌						0	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						0	
57	水質管理目標設定項目						0	
58	浄水処理等関連項目						0	
59	原水放射能検査						0	
60	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　一昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案した結果省略可能だが、安全性確認のため年に1回検査する
※6	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

検　査　計　画　表

23:市川三郷町　(市川大門町)　06:八之尻・入簡水　　水源の種類：深井戸

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	23/03/08	2.50	1/5 OVER	10mg/L以下
鉄及びその化合物	23/12/06	0.16	1/2 OVER	0.3mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	24/06/05	110	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	23/09/05	190	1/5 OVER	500mg/L以下
塩素酸	23/09/05	0.12	1/10 OVER	0.6mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2022	2023	2024	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○		0	※3
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○		0	
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○		0	
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○		0	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○		0	
8	六価クロム化合物	○	○	○	○		0	
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○		0	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	4	※2
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○		0	※3
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○		0	
14	四塩化炭素	○	○	○	○		0	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○		0	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○	○	○		0	
17	ジクロロメタン	○	○	○	○		0	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○		0	
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○		0	
20	ベンゼン	○	○	○	○		0	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○		0	※3
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○		0	
34	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	4	※2
35	銅及びその化合物	○	○	○	○		0	※3
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○		0	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○		0	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
39	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○	○	○	4	※2
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	4	
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○	○	○		0	※3
42	ジェオスミン	○	○	○	○		0	※4
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○		0	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※5
45	フェノール類	○	○	○	○		0	※3
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　大腸菌						0	レベル1のため、指標菌及び原虫の検査を実施しない
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　嫌気性菌						0	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						0	
57	水質管理目標設定項目						0	
58	浄水処理等関連項目						0	
59	原水放射能検査						0	
60	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　一昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案した結果省略可能だが、安全性確認のため年に1回検査する
※6	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

検　査　計　画　表

23:市川三郷町　(市川大門町)　07:山保簡水 四尾連水系　　水源の種類：深井戸・表流水

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
クロロホルム	24/06/05	0.0239	1/5 OVER	0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	24/03/05	0.009	1/5 OVER	0.03mg/L以下
総トリハロメタン	24/06/05	0.0250	1/5 OVER	0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸	24/06/05	0.011	1/5 OVER	0.03mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	23/06/07	6.5	1/2 OVER	0.2mg/L以下
鉄及びその化合物	23/06/07	1.7	1/2 OVER	0.3mg/L以下
マンガン及びその化合物	23/06/07	0.023	1/5 OVER	0.05mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	22/06/01	50	1/10 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	23/06/07	120	1/5 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2022	2023	2024	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○		0	※3
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○		0	
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○		0	
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○		0	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○		0	
8	六価クロム化合物	○	○	○	○		0	
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○		0	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○		0	※3
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○		0	
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○		0	
14	四塩化炭素	○	○	○	○		0	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○		0	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○	○	○		0	
17	ジクロロメタン	○	○	○	○		0	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○		0	
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○		0	
20	ベンゼン	○	○	○	○		0	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○		0	※3
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	4	※2
34	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	4	
35	銅及びその化合物	○	○	○	○		0	※3
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○		0	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	4	※2
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
39	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○	○	○	1	※1
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	4	※2
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○	○	○		0	※3
42	ジェオスミン	○	○	○	○		0	※4
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○		0	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※5
45	フェノール類	○	○	○	○		0	※3
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　大腸菌						12	レベル4のため、指標菌は1回/月、原虫は1回/3ヶ月にて検査を実施する
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　嫌気性菌						12	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						4	
57	水質管理目標設定項目						0	
58	浄水処理等関連項目						0	
59	原水放射能検査						0	
60	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　一昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案した結果省略可能だが、安全性確認のため年に1回検査する
※6	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

令和7年度

検　査　計　画　表

令和7年4月1日

23:市川三郷町　(市川大門町)　09:山保簡水 新四尾連水系　　水源の種類：深井戸

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
アルミニウム及びその化合物	24/09/03	0.12	1/2 OVER	0.2mg/L以下
鉄及びその化合物	24/09/03	0.09	1/5 OVER	0.3mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	24/09/03	52	1/10 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	24/09/03	93	1/10 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2022	2023	2024	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○			○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○			○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○			○	4	※6
4	水銀及びその化合物	○	○			○	4	
5	セレン及びその化合物	○	○			○	4	
6	鉛及びその化合物	○	○			○	4	
7	ヒ素及びその化合物	○	○			○	4	
8	六価クロム化合物	○	○			○	4	
9	亜硝酸態窒素	○	○			○	4	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○			○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○			○	4	※6
12	フッ素及びその化合物	○	○			○	4	
13	ホウ素及びその化合物	○	○			○	4	
14	四塩化炭素	○	○			○	4	
15	1,4-ジオキサン	○	○			○	4	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○			○	4	
17	ジクロロメタン	○	○			○	4	
18	テトラクロロエチレン	○	○			○	4	
19	トリクロロエチレン	○	○			○	4	
20	ベンゼン	○	○			○	4	
21	塩素酸	○				○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○				○	4	
23	クロロホルム	○				○	4	
24	ジクロロ酢酸	○				○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○				○	4	
26	臭素酸	○				○	4	
27	総トリハロメタン	○				○	4	
28	トリクロロ酢酸	○				○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○				○	4	
30	ブロモホルム	○				○	4	
31	ホルムアルデヒド	○				○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○			○	4	※6
33	アルミニウム及びその化合物	○	○			○	4	
34	鉄及びその化合物	○	○			○	4	
35	銅及びその化合物	○	○			○	4	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○			○	4	
37	マンガン及びその化合物	○	○			○	4	
38	塩化物イオン	○	○			○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
39	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○			○	4	※6
40	蒸発残留物	○	○			○	4	
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○			○	4	
42	ジェオスミン	○	○			○	4	
43	2-メチルイソボルネオール	○	○			○	4	
44	非イオン界面活性剤	○	○			○	4	
45	フェノール類	○	○			○	4	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○			○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
47	pH値	○	○			○	12	
48	味	○				○	12	
49	臭気	○	○			○	12	
50	色度	○	○			○	12	
51	濁度	○	○			○	12	
52	電気伝導率					○	12	
53	残留塩素					○	12	
54	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　大腸菌						0	レベル1のため、指標菌及び原虫の検査を実施しない
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　嫌気性菌						0	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						0	
57	水質管理目標設定項目						0	
58	浄水処理等関連項目						0	
59	原水放射能検査						0	
60	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　一昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案した結果省略可能だが、安全性確認のため年に1回検査する
※5	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案した結果省略可能だが、安全性確認のため年に1回検査する
※6	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

検　査　計　画　表

24:市川三郷町　(六郷町)　01:中央簡水　　水源の種類：深井戸・伏流水

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	23/03/08	2.20	1/5 OVER	10mg/L以下
フッ素及びその化合物	24/06/05	0.10	1/10 OVER	0.8mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	24/06/05	110	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	24/06/05	200	1/5 OVER	500mg/L以下
塩素酸	23/09/05	0.07	1/10 OVER	0.6mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2022	2023	2024	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○		0	※3
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○		0	
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○		0	
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○		0	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○		0	
8	六価クロム化合物	○	○	○	○		0	
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○		0	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	4	※2
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※1
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○		0	※3
14	四塩化炭素	○	○	○	○		0	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○		0	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○	○	○		0	
17	ジクロロメタン	○	○	○	○		0	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○		0	
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○		0	
20	ベンゼン	○	○	○	○		0	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○		0	※3
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○		0	
34	鉄及びその化合物	○	○	○	○		0	
35	銅及びその化合物	○	○	○	○		0	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○		0	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○		0	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
39	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○	○	○	4	※2
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	4	
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○	○	○		0	※3
42	ジェオスミン	○	○	○	○		0	※4
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○		0	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※5
45	フェノール類	○	○	○	○		0	※3
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　大腸菌						12	楠甫水源がレベル3のため、指標菌は1回/月、原虫は1回/3カ月にて検査を実施する
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　嫌気性菌						12	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						4	
57	水質管理目標設定項目						0	
58	浄水処理等関連項目						0	
59	原水放射能検査						0	
60	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　一昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案した結果省略可能だが、安全性確認のため年に1回検査する
※6	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

検　査　計　画　表

24:市川三郷町　(六郷町)　02:岩下簡水　　水源の種類：湧水

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	22/06/01	1.30	1/10 OVER	10mg/L以下
クロロホルム	24/09/03	0.0098	1/10 OVER	0.06mg/L以下
総トリハロメタン	24/09/03	0.0120	1/10 OVER	0.1mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	22/12/07	2.7	1/2 OVER	0.2mg/L以下
鉄及びその化合物	22/06/01	0.23	1/2 OVER	0.3mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	23/09/05	130	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	23/09/05	240	1/5 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2022	2023	2024	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○		0	※3
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○		0	
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○		0	
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○		0	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○		0	
8	六価クロム化合物	○	○	○	○		0	
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○		0	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	1	※1
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○		0	※3
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○		0	
14	四塩化炭素	○	○	○	○		0	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○		0	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○	○	○		0	
17	ジクロロメタン	○	○	○	○		0	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○		0	
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○		0	
20	ベンゼン	○	○	○	○		0	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○		0	※3
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	4	※2
34	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	4	
35	銅及びその化合物	○	○	○	○		0	※3
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○		0	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○		0	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
39	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○	○	○	4	※2
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	4	
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○	○	○		0	※3
42	ジェオスミン	○	○	○	○		0	※4
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○		0	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※5
45	フェノール類	○	○	○	○		0	※3
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　大腸菌						12	レベル3のため、指標菌は1回/月、原虫は1回/3ヶ月にて検査を実施する
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　嫌気性菌						12	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						4	
57	水質管理目標設定項目						0	
58	浄水処理等関連項目						0	
59	原水放射能検査						0	
60	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　一昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案した結果省略可能だが、安全性確認のため年に1回検査する
※6	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

検　査　計　画　表

24:市川三郷町　(六郷町)　06:網倉・五八簡易水道　　水源の種類：湧水

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
セレン及びその化合物	24/03/05	0.002	1/10 OVER	0.01mg/L以下
鉛及びその化合物	24/09/03	0.002	1/10 OVER	0.01mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	24/09/03	1.80	1/10 OVER	10mg/L以下
フッ素及びその化合物	23/09/05	0.13	1/10 OVER	0.8mg/L以下
ホウ素及びその化合物	23/12/06	0.16	1/10 OVER	1.0mg/L以下
クロロホルム	23/06/07	0.0072	1/10 OVER	0.06mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	22/06/01	0.18	1/2 OVER	0.2mg/L以下
鉄及びその化合物	22/06/01	0.12	1/5 OVER	0.3mg/L以下
ナトリウム及びその化合物	22/09/07	95	1/5 OVER	200mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	24/03/05	330	1/2 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	22/09/07	540	1/2 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2022	2023	2024	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	4	※6
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	4	
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	4	
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	4	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	4	
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	4	
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	4	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	4	※6
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	4	
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	4	
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	4	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	4	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○	○	○	○	4	
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	4	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	4	
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	4	
20	ベンゼン	○	○	○	○	○	4	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	4	※6
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	4	
34	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	4	
35	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	4	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	4	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	4	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
39	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○	○	○	4	※6
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	4	
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○	○	○	○	4	
42	ジェオスミン	○	○	○	○	○	4	
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	4	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	4	
45	フェノール類	○	○	○	○	○	4	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　大腸菌						12	レベル3のため、指標菌は1回/月、原虫は1回/3ヶ月にて検査を実施する
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌　嫌気性菌						12	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						4	
57	水質管理目標設定項目						0	
58	浄水処理等関連項目						0	
59	原水放射能検査						0	
60	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　一昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案した結果省略可能だが、安全性確認のため年に1回検査する
※5	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案した結果省略可能だが、安全性確認のため年に1回検査する
※6	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する